告示

○国家公安委員会告示第二十六号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第三項の規定により登録した有限会社航空保安警備教育システムから住所の変更の届出があったので、同法第三十九条第二号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年六月二日

国家公安委員会委員長　松本　純

一　有限会社航空保安警備教育システムの住所

(一)　変更前の住所　東京都大田区羽田空港一丁目六番六号

(二)　変更後の住所　東京都江東区青海二丁目四番三十二号

二　変更の年月日　平成二十九年六月一日

○国家公安委員会告示第二十七号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の五第一項の規定により適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人暴力団追放兵庫県民センターから代表者変更の届出があったので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第十五条の六第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年六月二日

国家公安委員会委員長　松本　純

一　公益財団法人暴力団追放兵庫県民センターの代表者の氏名

(一)　変更前の代表者の氏名　山川　博

(二)　変更後の代表者の氏名　坂本　武安

二　変更を行った年月日　平成二十八年四月一日

○国家公安委員会告示第二十八号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の五第一項の規定により適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人和歌山県暴力追放県民センターから代表者変更の届出があったので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第十五条の六第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年六月二日

国家公安委員会委員長　松本　純

一　公益財団法人和歌山県暴力追放県民センターの代表者の氏名

(一)　変更前の代表者の氏名　中島　通隆

(二)　変更後の代表者の氏名　楠　俊樹

二　変更を行った年月日　平成二十九年四月一日

○法務省告示第二百八十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

法務大臣　金田　勝年

第二号ハの表に次のように加える。

株式会社アールシーシーサンコー	北海道苫小牧市新開町三丁目十二番七号	鉄筋施工
プラスコ株式会社	神奈川県海老名市勝瀬一番二十一号	建設機械施工
株式会社日本コネクト	熊本県熊本市東区石原一丁目十番十六号	溶接
新糸満造船株式会社	沖縄県糸満市西崎町一丁目六番二	溶接

○法務省告示第二百八十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

法務大臣　金田　勝年

第二号ロの表に次のように加える。

有限会社キミシマファーム	茨城県小美玉市与沢二百五十九番地	畜産農業
株式会社三善	静岡県掛川市葛川千九十六番地の一	惣菜製造業

○法務省告示第二百八十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年八月二日法務省告示第三百七十六号の一部を次のように改正する。

平成二十九年六月二日

法務大臣　金田　勝年

第二号の表に次のように加える。

株式会社中沢ヴィレッジ	群馬県吾妻郡草津町大字草津六百十八番地	ホテル業務

○外務省告示第百八十九号

平成二十九年五月十九日にマニラで、円借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の平成十四年三月二十六日付けの交換公文に従ってフィリピン共和国政府に供与されることになった次世代航空保安システム整備計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がフィリピン共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により、平成三十一年十一月二十一日まで延長される旨の口上書の交換が、フィリピン共和国政府との間に行われた。

平成二十九年六月二日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第九百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年六月二日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県新見市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

新見市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

新見市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年六月二日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県新見市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

新見市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年六月二日

農林水産大臣　山本　有二